

「拘束的モダリティ (deontic modality) らしさ」とは何か？ —現代朝鮮語の文法形式の場合—

天理大学
高地朋成

1. はじめに

言語の文法研究に携わる者であれば、文法形式 (grammatical forms) が表す意味 (meanings) を考慮したうえで、当該の文法形式に対する「カテゴリー付け」を試みたことが少なからずあるであろう。例えば、現代朝鮮語 (以下、朝鮮語) における分析的な形 (analytic forms)¹⁾ の1つである ‘III²⁾-야 되다’ について考えてみよう。この分析的な形は「義務」の意味を表し得るため、意味カテゴリー (semantic categories) の1つである「拘束的モダリティ (deontic modality)³⁾」の用法を持つと考えることができる。このようなカテゴリー付けの作業は、当該の文法形式とほかの文法形式との類似性または弁別性を把握するための基本作業の1つであり、文法形式が持つ意味の記述および体系化において有用である。

しかしながら、1つ1つの文法形式は使用される統辞的環境や文脈などが変化することによって、多義的な様相を呈することがある。したがって、1つの文法形式が表し得る多様な意味のうち一部分だけを見て安易なカテゴリー付けをしてしまうと、正確な記述から乖離した結果を招いてしまう。

以下の例文 (1a) ~ (1c) ではいずれも ‘III-야 되다’ が使用されているが、「それぞれの例文における ‘III-야 되다’ が拘束的モダリティの用法として機能しているか？」と問われれば、研究者によってその答えは異なると思われる。例えば、平 (2019) や高地 (2021) のように、‘III-야 되다’ を拘束的モダリティと見なす立場もあれば、명정희 (2021) のように、‘III-야 되다’ には拘束的モダリ

¹⁾ 菅野 (2006: 172-174) によれば、分析的な形 (analytic forms) とは、総合的な形 (synthetic forms) と概念的対立を成す形態論的な単位であり、総合的な形が「1つの単語内部の語形変化による文法的機能を持つ」のに対し、分析的な形は「2つ以上の単語にまたがって一定の文法的機能を表す形式」のことを言う。

²⁾ 本稿において、‘I’, ‘II’, ‘III’は、それぞれ「第I語基」, 「第II語基」, 「第III語基」であることを意味する。語基については菅野ほか (1991: 1009-1017) を参照した。

³⁾ 拘束的モダリティ (deontic modality) については「2. 拘束的モダリティの定義」において論じる。

ティの用法と認識的モダリティ (epistemic modality) ⁴⁾ の用法があると見なす立場⁵⁾もある。

- (1) a. 난 약속이 있어서 가 봐야 돼요. <CE000067>
僕は約束があるので、行かなければなりません。
- b. 외교관 하려면 어떻게 해야 돼요? <3BB00D03>
外交官になろうとすれば、どうしなければなりませんか？
- c. 지금쯤이면 학생들이 도착했어야 돼. <명정희 (2021: 154) >
今頃であれば、学生達が到着したはずだ。

上のような見解上の相違は、「拘束的モダリティらしさ」の基準が研究者によって異なることを示唆している。筆者の知る限り、少なくとも朝鮮語学の学界においては、これまで「拘束的モダリティらしさ」の基準について研究者間で合意を得たこともなければ、このような問題について積極的な議論が行われたこともない。本稿は、朝鮮語におけるモダリティ研究の一環として、「拘束的モダリティらしさ」を明らかにすることを目的とする。したがって、本稿における考察を終え結論に至った後には、上の例文 (1a) ~ (1c) におけるそれぞれの ‘III-야 되다’ の用法について、一定の基準を根拠に論じることができると思われる。

本稿では、朝鮮語における「拘束的モダリティらしさ」を追究するため、以下の 1) ~ 3) の手順で議論を進めることにする。

1) 先行研究の見解を参考にして拘束的モダリティを定義付ける。詳細は「2. 拘束的モダリティの定義」において述べるが、モダリティの作用対象については澤田 (2012) の見解を、そして、拘束的モダリティについては van der Auwera and Plungian (1998) の見解をそれぞれ援用する。

2) 朝鮮語において「命令, 勧誘, 禁止, 義務, 許可」といった「拘束力」を発揮するモーダルな意味 (modal meanings) を表す文法形式を対象に、① 先行用言, ② 時制制約, ③ 主体制約, ④ 主動子 (agonist) と拮抗子 (antagonist) の関係⁶⁾, ⑤ 動機づけの発生源といった 5 つの観点から考察できる特徴を記述す

⁴⁾ 認識的モダリティ (epistemic modality) とは, Palmer (2001: 8) にしたがえば, 「命題 (proposition) の事実的状态についての話し手の判断を表す」ものである。

⁵⁾ 명정희 (2021: 154) は, 例文 (1c) における ‘III-야 되다’ を認識的モダリティの用法として見なしている。

⁶⁾ 主動子 (agonist) と拮抗子 (antagonist) の定義, そして, 拘束的モダリティを理解するうえでこれらの概念が有用であることについては, 「6. 主動子と拮抗子の関係」において説明する。

る。①および②は統辞的レベルでの考察であり、③は統辞—意味的レベルでの考察であり、そして、④および⑤は語用的レベルでの考察である。

なお、今回の考察対象は以下の(2a)～(2c)のとおりである⁷⁾。このうち(2a)および(2b)は終止形語尾(final endings)であり⁸⁾、(2c)は分析的な形である。

- (2) a. 命令法実行形：‘II-십시오’
- b. 勧誘法実行形：‘II-십시오다’
- c. 分析的な形：‘II-면 안 되다’, ‘III-도 되다’, ‘III-야 되다’⁹⁾

総合的な形(synthetic forms)である(2a)および(2b)とは異なり、分析的な形

⁷⁾ 研究対象として終止形語尾(final endings)と分析的な形を共に扱うことについて異論があるかも知れないが、意味的次元で考えた場合、(2a)～(2c)は「事象の成立(または不成立)を要求する」という共通した特徴を有している。参考までに紹介すれば、최정진(2018:97)は、次のような例文を提示しつつ、命令法終止形語尾の‘III-라’と分析的な形の‘III-야 하다’の両者が意味的には「ある行為を要求」するものという共通特徴を持っており、それ故に、両形式の連鎖が成り立たないことを指摘している。

- (イ) 가. 3 시까지 발표 준비를 마쳐야 한다. <최정진(2018:97)>
 3時までに発表の準備を終えなければならない.
- 나. 3 시까지 발표 준비를 마쳐라. <최정진(2018:97)>
 3時までに発表の準備を終えろ.
- 다. *3 시까지 발표 준비를 마쳐야 해라. <최정진(2018:97)>

⁸⁾ 本文の(2a)および(2b)における「命令法実行形」および「勧誘法実行形」という用語は菅野ほか(1991:1025)にしたがったものである。

⁹⁾ 本稿は‘III-야 하다’を考察対象から除外している。周知のごとく、‘III-야 하다’は「義務」や「当為」といった拘束的モダリティに該当するモーダルな意味を表し得る。しかしながら、高地(2021:330)において指摘があるように、‘III-야 하다’は動作性用言の語幹に結合し、主体として話し手を取る場合には話し手の「意志」を表すこともあり、これは参与者内のモダリティに該当する。このような現象を考慮し、「拘束的モダリティらしさ」を追究することが目的である本稿では‘III-야 하다’を考察対象から除外することにした。なお、例文(3a)および(4b)において‘III-야 하다’が用いられた例を紹介しているが、拘束的モダリティの特徴を簡潔に説明するためにこれらの例文を提示しているに過ぎない。また、「3. 先行用言」以降の考察においては‘III-야 하다’についての例文の提示は一切ない。

である(2c)は、語彙要素(lexical items)と文法要素(grammatical items)の有機的な結合から成るものであるため、文法化(grammaticalization)の程度があまり高くない¹⁰⁾。

3) 上の(2a)～(2c)の文法形式に共通する特徴を捉え、プロトタイプ的な手法(prototypical approach)を用いて朝鮮語における「拘束的モダリティらしさ」を追究する。

本稿では大韓民国の国立国語院(국립국어원)で開発された『21世紀世宗計画(21세기 세종계획)』の結果物である朝鮮語のコーパス活用プログラムから収集した例文に根拠を置き、議論を進めることを原則とする。しかしながら、適切な例文が見つからなかった場合や作例の必要がある場合は、朝鮮語母語話者の協力を得て作成した例文を提示し、例文の末尾に<作例>と記す。なお、朝鮮語の文としての容認性が低い場合、もしくは、全く容認できない場合は例文の頭にアスタリスク(*)を記す。なお、アスタリスクが付された文については、日本語訳を付けない。

2. 拘束的モダリティの定義

モダリティ(modality)¹¹⁾は認識的モダリティと非認識的モダリティ(non-epistemic modality)に大別される¹²⁾。前者は「命題(proposition)」を作用対象と

¹⁰⁾ 全ての分析的な形に当てはまるわけではないが、一般的に見て、分析的な形は否定形式‘I-지 않다’および過去時制接尾辞‘III-ㅁ-’の後続を許容する。一方、終止形語尾の場合は文法化の程度が高いため、‘I-지 않다’および‘III-ㅁ-’の後続を一切許容しない。統辞的制約の点で、分析的な形と終止形語尾には明らかな違いがある。

¹¹⁾ モダリティ(modality)の定義は研究者によって異なるが、本稿では拙稿である高地(2021)から一貫して、モダリティを意味カテゴリーの1つとして見なす立場を取る。すなわち、文法カテゴリー(grammatical categories)の1つであるムード(mood)とは区別し、テンポラリティ(temporality)やアスペクチュアリティ(aspectuality)と同等に意味カテゴリーの一角を成すものとする。なお、高地(2021:129)においてモダリティを「話し手の主観的態度を包括するもの」と定義しているが、これについては考えを改めたい。本稿ではナロック(2014:7-9)による見解を参考にし、モダリティを「事柄のあり方を示すもの」と捉え、「事柄の事実性(非事実性)または実現性(未実現性)を示すもの」と定義する。

¹²⁾ 先行研究(Lyons(1977), Bybee(1985), Sweetser(1990), Palmer(1986,2001), van der Auwera and Plungian(1998), Nauze(2008)など)において認識的モダリティを設定していない立場は見当たらなかった。この点は、モダリティ研究において唯一といって良いほど、研究者間の合意が成立している。

し、後者は「事象 (event)」を作用対象とする¹³⁾。非認識的モダリティは、参与者外的モダリティ (participant-external modality) と参与者内的モダリティ (participant-internal modality) に細分される。ここで言う「参与者」とは、「事象における行為者 (agent)」のことであり、言うなれば「事象の主人公」である。「事象」が成立 (または不成立) するためには、「事象の参与者」に何かしらの「要因」が作用しなければならない。参与者外的モダリティと参与者内的モダリティは、「事象の参与者」に対して働きかける「要因の違い」に注目した分類である。例えば下記の例文 (3a) では、「米国へ渡る」という「未実現の事象¹⁴⁾」 (以下、「事象」) の成立について、「事象の参与者」である「彼女」に対して「離婚」という「外的要因」からの「働きかけ」が作用している。一方、例文 (3b) では、「事象の参与者」である「話し手自身」に内在する「意志と決断」が、「世の荒波を渡って行く」という「事象」が成立するための「要因」になっている。例文 (3a) と (3b) の比較から次のことが分かる。参与者外的モダリティは、「事象の参与者」を取り巻く「外的要因」からの「働きかけ」によって、「事象」の成立 (または不成立) への誘発を示すものである。一方、参与者内的モダリティは、「事象の参与者」自身の「内的要因」によって「事象」の成立 (または不成立) への誘発を示すものである。

- (3) a. 10 살 때 어머니와 이혼했고, 그래서 그녀는 어머니를 따라 곧장 미국으로 건너가야 했다. <7BH02031>
10 歳の時母親と離婚し, そのため彼女は母親について直ちに米国へ渡らなければならなかった.
- b. 나의 의지와 결단으로 이 험난한 세파 (世波) 를 건너갈 수 있습니다. <BRGO0341> ¹⁵⁾

¹³⁾ 澤田 (2012: 67-68) によれば、モダリティの作用対象は「事柄」であり、これは「真偽判断が可能な事柄」と「真偽判断が不可能な事柄」に分けられると言う。前者は「命題」と呼ばれ、後者は「事象」と呼ばれる。モダリティが「事象」を対象に作用する場合は、当該「事象」の「実現 / 未実現」 (すなわち、「事象」の「成立 / 不成立」) について言及するのが一般的である。

¹⁴⁾ ここで言う「未実現の事象」とは、「発話時において当該事象が未実現である」ということを意味するのではなく、「外的要因 / 内的要因が事象の参与者に何かしらの力を働きかける時点において当該事象が未実現である」ということを意味する。

¹⁵⁾ 査読者から「“나의 의지와 결단으로 이 험난한 세파를 건너가야 한다.”とも言えるのではないか?」という指摘を受けた。提示を受けた例文そのものは成立が可能であると言える。重要なのは提示を受けた例文における ‘III-야 하다’ が参与者外的モダリティと

自分の意志と決断でこの険しい世の荒波を渡って行くことができます。

本稿で扱う拘束的モダリティは、参与者外的モダリティに属する下位カテゴリーである。van der Auwera and Plungian (1998: 81)によれば、拘束的モダリティとは、「事象の参与者」に「特定の人物からの束縛」や「社会的もしくは倫理的な規範」などの「外的要因」を作用させることで、当該の「事象」を成立（または不成立）へと導くものであると言う。したがって、「外的要因」から「事象の参与者」に対して何かしらの「拘束力」が働くのが特徴である。例えば、以下の例文(4a)では、「命令」を表す終止形語尾の‘III-라’が使用されており、「事象の参与者」である「聞き手」に「外的要因」である「話し手」からの「拘束力」が作用している。ここでは「聞き手」が「娘」であり、「話し手」が「父親」であることから両者の間には「序列」という社会的上下関係が存在している。また、例文(4b)では、「義務」の意味を表し得る分析的な形の‘III-야 하다’が使用さ

して機能するのか、それとも参与者内的モダリティとして機能するのかという点であろう。本稿の筆者の見解としては、「参与者内的モダリティとして機能する」と考える。提示された例文では事象の参与者が話し手自身であり、‘III-야 하다’が話し手自身の確固たる「意志」を表すためである。(なお、これと同様の見解は既に한송화(2000: 200-202)において示されている。)この時、「事象の参与者としての主体」と「事象成立の要因源」の両者はいずれも話し手自身であり、同一視される構図が成り立つ。査読者の指摘は、「事象の参与者に内在する要因(内的要因)が、事象の参与者自身の行為に拘束力を作用させることで、事象の成立(または不成立)へと導く」という力のダイナミクス上の構図の成立可能性を示唆するものである。しかしながら、「事象の参与者としての主体」と「事象成立の要因源」が同一視される構図において、そもそも「拘束力」は存在し得るのか疑問である。「拘束力」というものは「外部から制約や制限を加える効力」である。当該の事象を成立させるのも、もしくは、不成立に留めるのも、事象の参与者の意向次第でどうにでもなるといった状況では「拘束力」は存在しないと見なすべきである。「意志」や「希望」といったモーダルな意味が参与者外的モダリティに該当しないのは、まさしくそういった理由にある。それにもかかわらず、「事象の参与者に内在する要因が、事象の参与者自らの行為を拘束する」と見なすのであれば、そのような関係は「事象の参与者としての主体」としての自己と「事象成立の要因源」としての自己とを別のものとして捉える構図を前提としている。すなわち、前者にとって後者は結局のところ「外的要因」として捉えられるということである。以上のことから本稿の筆者は、「事象の参与者としての主体」と「事象成立の要因源」が同一視される場合、拘束的モダリティとしては機能しないという立場を取る。

れており、「事象の参与者」である「大規模の株式会社」に対して「法律」という「外的要因」からの「拘束力」が働いている。「法律」という「拘束力」の影響を受け、「監査を受ける」という「事象」が義務的に成立すべきものであることが示されている。以上のように、拘束的モダリティの実現には、「事象の参与者」に対する「外的要因」からの「拘束力」の存在が必須である。

- (4) a. “애! 넌 가서, 건너방 어머니 오라고 해라.” 하며 딸을 시키었다. <BREQ0336>

「おい！お前が行って，向かいの部屋の母さんに来いって言え.」
と言って娘を向かわせた。

- b. 일정규모 이상의 대규모 주식회사는 주식회사의 외부감사에 관한 법률에 의해 외부감사인의 감사를 받아야 한다.

<2BHQ910>

一定規模以上の大規模の株式会社は，株式会社の外部監査に関する法律によって，外部監査人の監査を受けなければならない。

上で概観したように，拘束的モダリティとは「事象の参与者に外的要因からの拘束力を作用させることで，事象を成立（不成立）へと導くもの」である。この定義から分かることは，拘束的モダリティの実現には2種類の「意思的な働き」が存在するということである。1つは「事象を成立（または不成立）させようとする外的要因（事象の支配者）による意思的な働き」であり，もう1つは「事象を成立（または不成立）させようとする事象の参与者による意思的な働き」である。前者については「動機づけ」と言い換えることができ，後者については「行為」と言い換えることができる。すなわち，拘束的モダリティは「(事象の参与者による) 行為」を対象にして¹⁶⁾「(外的要因の発生源による) 動機づけ¹⁷⁾」に基づいた「拘束力」が作用するのが原則なのである。

上で概観したように，拘束的モダリティの定義を構成するキーワードとして

¹⁶⁾ これは命令法および勧誘法の終止形語尾が先行用言として動作性用言（動詞および存在詞の ‘있다 (いる), 계시다 (いらっしゃる)’)のみを取り得るという点と一脈相通じる。なお，박재연 (2006: 70) では，本稿の言う拘束的モダリティを含んだより大きなカテゴリーとして「行為モダリティ (행위 양태)」を設定している。この「行為モダリティ」という用語名からも分かるように，拘束的モダリティとは原則として「行為」を対象に機能するものなのである。また，澤田 (2014: 162) でも拘束的モダリティを「行為的」なものとして捉えている。

¹⁷⁾ 拘束的モダリティと「動機づけ」については，「7. 動機づけの発生源」で概観する。

「事象, 事象の参与者, 外的要因, 拘束力」の4つがあることが明らかになった。これら4つのキーワードと関連させて, 以下の「3. 先行用言」～「7. 動機づけの発生源」において(2a)～(2c)の文法形式が持つ特徴について概観しつつ, 「拘束的モダリティ」らしさを追究する。

3. 先行用言

拘束的モダリティは「事象」を対象に作用する。「事象」は文における用言の内容が中心となって構成される。したがって, ここでは(2a)～(2c)の各文法形式の「先行用言」について概観する。

結論を言えば, 「拘束的モダリティらしさ」は「先行用言が動作性用言である場合」に発揮される。(2a)～(2b)に該当する2つの終止形語尾(‘II-십시오’と‘II-십시오’)は, いずれも動詞および存在詞の‘있다(いる), 계시다(いらっしゃる)’を先行用言として取り得る。(2c)の3つの分析的な形は動作性用言以外の先行用言(存在詞の‘있다(ある), 없다(ない/いない)’, 形容詞, 指定詞)をも取り得るが, この場合は「拘束的モダリティらしさ」からの乖離が生じる。したがって, プロトタイプ的には「先行用言が動作性用言である」ということが, 「拘束的モダリティらしさ」において重要であると考えられる。

3.1. (2a) および (2b) の先行用言

‘II-십시오’は命令法実行形の終止形語尾の1つであり, ‘II-십시오’は勧誘法実行形の終止形語尾の1つである。命令法は「文に表された行動を話し手が聞き手に要求するもの <윤석민(2000: 203)>」であり, 勧誘法は「話し手自身は文に表された行動を実行する意向がある旨を伝達しつつ, 聞き手には当該の行動を実行することを要求するもの <윤석민(2000: 221)>」である。このことから, 命令法および勧誘法の終止形語尾が先行用言として取り得るのは動作性用言のみであるということが容易に想像できる。実際に‘II-십시오’および‘II-십시오’は, 以下の例文(5a)～(5h)が示すように, 動詞をはじめとした動作性用言とのみ結合が可能である。

- (5) a. 각서를 받으십시오. <2BEXXX08>
覚書をお受け取り下さい。
b. *¹⁸⁾ 여기에는 아무도 없으십시오.
c. *할머니가 돼도 예쁘십시오.

¹⁸⁾ 本稿においてアスタリスク(*)の記号は, 当該の文が「非文」であることを意味する。なお, 非文と判断された文については日本語訳を付けない。

- d. *언제까지나 좋은 선생님이십시오.
- e. 그런 걱정 마시고 빨리 가십시다. <BREQ0090>
 そんな心配はなさらず, 早く行きましょう.
- f. *우리 여기에 없으십시다.
- g. *우리 행복하십시다.
- h. *우리 10년 후에도 좋은 관계이십시다.

3.2. (2c) の先行用言

以下の例文 (6a) および (6b) が示すように, ‘II-면 안 되다¹⁹⁾’ に動作性用言が先行する場合は拘束的モダリティに該当する意味(「禁止」, 「許可の要請」)が表される. 一方, 例文 (6c) ~ (6e) のように非動作性用言が先行する場合は, 先行用言の表す内容(「事象」)が実現することに対する「憂慮」が表されているだけであり, 拘束的モダリティに該当する意味であるとは言えない. 既に上の「2. 拘束的モダリティの定義」で概観したように, 原則として拘束的モダリティは「(事象の参与者による) 行為」を対象にして「(外的要因の発生源による) 動機づけ」に基づいた「拘束力」が作用するものである. したがって, ‘II-면 안 되다’ が使用されたとしても「行為」を対象としない文では「拘束的モダリティらしさ」に欠けてしまう²⁰⁾. 例文 (6c) ~ (6e) では, ‘II-면 안 되다’ が「行為」ではなく「状態」を対象に作用しているため, 「拘束的モダリティらしさ」が損なわれてしまっているのである²¹⁾. ‘II-면 안 되다’ であっても, 常に拘束的モダリティとして機能するわけではないことが分かる.

¹⁹⁾ ‘II-면 안 되다’ は, 接続形語尾の ‘II-면’ と副詞の ‘안’ と動詞の ‘되다’ から構成される分析的な形である. 高地 (2021: 240) によれば, ‘II-면 안 되다’ は「(事象の参与者に対する) 禁止」や「(事象の参与者からの) 許可の要請」などの拘束的モダリティに該当する意味を表すと言う.

²⁰⁾ なお, ‘II-면 안 되다’ に動作性用言が先行する場合であったとしても, 次の例文のように無情物 (non-animate) が「事象の参与者」である場合は, 「拘束的モダリティらしさ」が損なわれてしまう. これは, 無情物が主体の文では, 「(事象の参与者による) 意思的な働き」である「行為」が表されないためである.

(ロ) 말이 퍼지면 안 된다. <3BH00004>
話が広まってはいけない.

²¹⁾ 特に例文 (6d) および (6e) では無情物が「事象の参与者」であるため, 「拘束的モダリティらしさ」がまた一層損なわれている.

- (6) a. 이것은 우리 둘만 알아. 알았지. 아가씨가 사귀는 남자들이나 친구들에게 절대 말하면 안 돼. <BRE00078>
 これは私たち二人だけが知っているの. 分かっているよね. お嬢さんが付き合っている男たちや友だちに絶対に話しては駄目よ.
- b. 선생님, 저도 들어가면 안 돼요? <CJ000253>
 先生, 私も入って行ってはいけませんか?
- c. 난 세라미 씨가 없으면 안 됩니다. <2CJ00002>
 私はセラミさんがいないと駄目です.
- d. ‘바람은 불어도’ 에서 한진희, 윤미라 부부의 코미디 같은 설정이 재미있다고 해서 메인스토리보다 비중이 크면 안 된다.
 <CH000068>
 「風は吹いても」においてハンジンヒ, ユンミラ夫婦のコメディーのような設定が面白いからと言って, メインストーリーより比重が大きくてはいけない.
- e. 왜 떡이면 안 돼요? <BEXX0028>
 どうしてお餅だと駄目なのですか?

以下の例文 (7a) および (7b) では, ‘III-도 되다²²⁾’ に動作性用言が先行しており, 「(事象の参与者に対する) 許可」の意味が表されている. 高地 (2021: 246) では, 例文 (7c) のような場合も拘束的モダリティの用法として見なされている. しかしながら, これは再考の余地がある. 例文 (7c) では「出勤する」という「事象」の成立可否を決定する要因が「事象の参与者」自身であり, 「外的要因」が存在しない. これでは拘束的モダリティの定義を満たしていないことになる. また, 例文 (7d) ~ (7f) のように非動作性用言が ‘III-도 되다’ に先行する場合は, 「行為」を対象に機能しないため, 「拘束的モダリティらしさ」に欠けてしまう. ‘III-도 되다’ の場合も, 常に拘束的モダリティとして機能するわけではないことが明らかになった.

- (7) a. 지금 사시는 분께 양해를 구했으니까 천천히 구경하셔도 돼요. <BRE00293>
 今お住みの方に了解を得たので, ゆっくりご覧になっても構いま

²²⁾ ‘III-도 되다’ は, 接続形語尾の ‘III-도’ と動詞の ‘되다’ から構成される分析的な形である. 高地 (2021: 246) によれば, ‘III-도 되다’ は「(事象の参与者に対する) 許可」または「(事象の参与者自身よる) 許容」を表すと言う.

せんよ.

- b. 나 휴가 가도 돼? <7BB03B23>

俺, 休暇に行っても良いか?

- c. 너 벌써 출근해도 돼? 아직 몸이 아픈 거 아냐?

<高地 (2021: 246) >

お前, もう 出勤しても大丈夫なのか? まだ体の具合が悪いんじゃないか?

- d. 나무망치는 없어도 돼. <BRGO0343>

木槌はなくても良いわよ.

- e. 그럼 없어도 될 물건들은 세금이 좀 많아도 되겠군.

<BRHO0437>

それじゃあ, なくても良い品物は税金がちょっと多くても構わないようだね.

- f. 문제는 추상적이어도 되지만 어린아이들을 상대로 활동을 할 경우에는 구체적이어야 한다. <7BA03E05>

問題は抽象的でも構わないが, 幼児たちを相手に活動をする場合には具体的でなければならない.

以下の例文 (8a) および (8b) のように, ‘III-야 되다²³⁾’ に動作性用言が先行する場合は「(事象の参与者に対する) 義務」が表される. 一方, 例文 (8c) ~ (8e) のように, ‘III-야 되다’ に非動作性用言が先行する場合は「行為」を対象に機能しないため, 「義務」ではなく「当為」の意味が表される. ‘III-야 되다’ の場合も動作性用言以外の用言が先行する場合は, 「拘束的モダリティらしさ」に欠けてしまうのである.

- (8) a. 저는 가야 돼요. 가서 식사를 차려야 해요. <CE000024>

私は帰らなければなりません. 帰って食事を用意しないとけません.

- b. 엄마, 나 몇 살까지 학교 다녀야 돼? <4BG00001>

お母さん, 僕いくつまで学校に通わなきゃいけないの?

- c. 노비들에 대한 차별이 없어야 된다는 입장이었다.

<BRHO0421>

²³⁾ ‘III-야 되다’ は, 接続形語尾の ‘III-야’ と動詞の ‘되다’ から構成される分析的な形である. 高地 (2021: 251) によれば, ‘III-야 되다’ は「(事象の参与者に対する) 義務」または「当為」を表すと言う.

奴婢たちに対する差別があつてはならないという立場であった。

d. 난 여자가 예뻐야 된다고 생각한다. <4BE86001>

私は女性が綺麗であるべきだと思っている。

e. 여자가 여자이어야 되는 것처럼 남자는 남자이어야 된다.

<4BG88001>

女が女であるべきことのように, 男は男であるべきだ。

4. 時制制約

ここでは拘束的モダリティの作用対象となる「事象」について時制の観点から概観する。

結論を言えば, 「拘束的モダリティらしさ」は「事象」が「過去」の意味属性を持つと消失してしまう。これは, 拘束的モダリティが「未実現の状態にある事象」を対象に機能するというを意味する。(2c)に該当する分析的な形のうち「III-야 되다」は, 過去時制接尾辞の「III-ㅁ-」の先行を許容(すなわち「事象」に「過去」の意味属性を付与)することができるが, この場合は「拘束的モダリティらしさ」に欠けてしまう。

4.1. (2a) および (2b) の時制制約

以下の例文 (9a) と (9b), そして, 例文 (9c) と (9d) の比較から分かるとおり, 「II-십시오」および「II-십시오」は過去時制接尾辞の「III-ㅁ-」の先行を許容しない。このことから, 「II-십시오」および「II-십시오」が「未実現の状態にある事象」を対象に機能することが分かる。

- (9) a. 늦기 전에 가십시오. 여긴 동경 아닙니다. <BEXX0004>
遅くなる前にお帰り下さい。ここは東京ではありません。
b. *늦기 전에 갔으십시오. 여긴 동경 아닙니다.
c. 정 사장님, 돈부터 열심히 버십시오. <4BA99E05>
チョン社長, お金から一生懸命稼ぎましょう。
d. *정 사장님, 돈부터 열심히 벌었으십시오.

4.2. (2c) の時制制約

高地 (2021: 240, 247) で示されているとおり, 「II-면 안 되다」および「III-도 되다」は 過去時制接尾辞の「III-ㅁ-」の後続は許しても, 先行は許さない。よって, 以下の例文 (10c) および (10f) は非文と見なされる。このことから, 「II-면 안 되다」および「III-도 되다」が「未実現の状態にある事象」を対象に機能することが分かる。

- (10) a. 너무 흥분시키면 안 됩니다. <BRGO0363>
 あまりにも興奮させてはいけません.
- b. 한 번 맞으면 이마에 피가 짝 흐르는데, 그때 피를 닦으면서
 도 울면 안 됐어요. <6BA02B28>
 1回殴られると額に血がだらりと流れるのだが、その時に血を拭
 いながら泣いてはいけませんでした.
- c. *너무 흥분시켰으면 안 됩니다.
- d. 1.50 페트병을 이용하셔도 됩니다. <7BA03A06>
 1.50のペットボトルをご利用なさっても構いません.
- e. 박 선생님이 담임이셨을 때가 좋았지. 그땐 숙제를 좀 늦게
 제출해도 됐으니까. <作例>
 박先生が担任でいらっしゃった時が良かったよ. あの時は宿題
 をちょっと遅れて提出しても構わなかったんだから.
- f. *1.50 페트병을 이용하셨어도 됩니다.

なお、例文 (10b) および (10e) のように、‘II-면 안 되다’ または ‘III-도 되다’ に ‘III-ㄴ-’ が後続すると、「過去の時点における禁止」または「過去の時点における許可」が表される。この場合、発話時における遂行性が欠如しているため、モダリティの程度性 (degrees of modality) が低くなってしまう²⁴⁾。

高地 (2021: 251) で示されているとおり、‘III-야 되다’ は 過去時制接尾辞の ‘III-ㄴ-’ の先行および後続のどちらも許容する。例文 (11a) では発話時における「義務」の意味が表されており、また、例文 (11b) では過去時における「義務」の意味が表されている。しかしながら、以下の例文 (11c) のように ‘III-ㄴ-’ が ‘III-야 되다’ に先行した場合、‘III-야 되다’ によって表されるのは「過去の事象に対する反事実的な必要性の訴え」であり、「反事実的当為」とでも表現すべき意味である。「反事実的当為」の意味では「既成事実とは内容的に真逆の事象」を扱うため、「事象の成立 (または不成立)」そのものを論じることができない。これでは拘束的モダリティの定義から乖離してしまう。‘III-야 되다’ が「拘束的

²⁴⁾ モダリティの程度性 (degrees of modality) とは、朝鮮語における「モーダルな機能を持つ分析的な形と典型的なムード形式との類似性の度合い」のことであり、モダリティの程度性が高ければ高いほど、当該の分析的な形は典型的なムード形式に、統辞的または意味的に (あるいは両者において)、近いと判断される (高地 2021: 154)。ムード形式のプロトタイプである終止形語尾は、常に過去時制接尾辞 ‘III-ㄴ-’ の作用領域に入らないため、「発話時における遂行性」を特徴として有している。

モダリティらしさを発揮するためには、その作用対象が「未実現の状態にある事象」であることが求められるのである。

- (11) a. 그러한 말씀을 하실 때에는 어떤 근거를 가지고 말씀을 하셔야 됩니다. <3BN20003>
そのようなご発言をなさる時には、何か根拠をもっておっしゃらないといけません。
- b. 자리에 눕고 싶은데 아이들 때문에 그럴 수도 없고 … (中略)
… 빨리 청소도 해야 됩니다. <CL000192>
横になりたいけど、子供たちのせいでそうすることもできず、…
(中略) … 洗濯, 掃除もしなければなりませんでした。
- c. 니네가 반대할 때 그 말을 들었어야 돼. 그때 왜 그렇게 어리석었는지 몰라. <2CG00007>
お前たちが反対する時、その言葉を聞いておくべきだった。あの時はどうしてあんなに愚かだったのか分からない。

5. 主体制約

上の「3. 先行用言」および「4. 時制制約」で概観したとおり、拘束的モダリティは「未実現の状態にある行為的な事象」を対象に作用する。

ところで、「事象の参与者」もまた「拘束的モダリティらしさ」に欠かせない要素である。「事象の参与者」は、一般的には、文における主語 (subject) によって表される。すなわち、主語とは文において形式的に顕在化した「事象の参与者」を意味する。しかしながら、朝鮮語の文においては、「事象の参与者」が常に主語として顕在化しているとは限らない。そこで、本稿では「主体」という用語を使用する。主体とは、主語という形で顕在化した「事象の参与者」および文脈によって潜在化した「事象の参与者」の両方を包括するものである。主体には「話し手」、「聞き手」、「第三者」の3種類があり、このうち「話し手」および「聞き手」は原則として有情物 (animate) であるが、「第三者」は有情物である場合もあれば、無情物 (non-animate) である場合もある。

以下では、上の (2a) ~ (2c) の各文法形式が有する主体制約について概観する。結論から述べると、主体制約そのものは「拘束的モダリティらしさ」を示すための核心的な要因ではない。以下において確認できるように、発話内効力 (illocutionary force)²⁵⁾ が強い終止形語尾では「聞き手」または「話し手と聞き手

²⁵⁾ 中野ほか (2015:208) によれば、発話内効力 (illocutionary force) とは「発話によって遂行される発話内行為 (illocutionary act) がもつ言語的機能あるいは効力」を意味する。‘II-

の集合体」を要求するという主体制約が作用するが、発話内効力が弱い分析的な形の場合は主体制約がない。主体制約の有無それ自体は、単に各文法形式が持つ固有の特徴を示しているに過ぎず、「拘束的モダリティらしさ」とは根本的には関係がない。上の「2. 拘束的モダリティの定義」で概観したように、拘束的モダリティは「行為」を対象に機能する。「行為」とは「事象の参与者による意思的な働き」であるため、「事象の参与者」が有情物の主体でありさえすれば、基本的にどのような主体であって構わないのである²⁶⁾。

主体の別にかかわらず、主体によって表される「事象の参与者」を対象に「外的要因」からの「拘束力」の働きかけを示すのが、拘束的モダリティの機能である。したがって、「拘束的モダリティらしさ」において重要なことは、主体の種類そのものではなく、「事象の参与者としての主体」と「事象成立の要因源」が一致しないことである²⁷⁾。「事象の参与者としての主体 = 事象成立の要因源」という構図が成立してしまうと「事象の参与者」に対する「拘束力」が欠落してしまい、「拘束的モダリティらしさ」が損なわれてしまうのである。

5.1. (2a) および (2b) の主体制約

‘II-십시오’は、命令法実行形の終止形語尾であるため、以下の例文(12a)～(12c)が示すとおり、「聞き手」のみを主体として共起させることができる。このことは、고영근 (1976), 이유기 (2000), 윤석민 (2010)などの多くの先行研究において既に指摘されていることであり、異論はないと思われる。したがって、‘II-십시오’の作用対象になる主体は「聞き手」のみであると言える。

- (12) a. 아버님, 이번에는 둘째 아들 술도 드십시오. <BRHO0105>
お父様, 今度は2番目の息子の酒も召し上がってください.
b. *제가 이번에는 둘째 아들 술도 드십시오.
c. *그 사람이 이번에는 둘째 아들 술도 드십시오.

‘II-십시다’は、勧誘法実行形の終止形語尾であるため、以下の例文(13a)～

십시오’は「命令」という発話内行為を表し、‘II-십시다’は「勧誘」という発話内行為を表すため、前者は「聞き手」に限定され、後者は「話し手と聞き手の集合体」に限定されて発話内行為の効力が発揮されるに過ぎない。

²⁶⁾ 主体制約と「拘束的モダリティらしさ」に関して補足すれば、主体は必ず「意思を持った有情物」もしくは「有情物からなる組織や団体」であることが要求される。

²⁷⁾ 詳細は後述するが、上の(2c)に該当する分析的な形のうち、‘III-도 되다’には「事象の参与者としての主体 = 事象成立の要因源」という構図が成立する場合がある。

(13c) が示すとおり、「話し手と聞き手の集合体」を主体として共起させることができる。これについては, 高영근 (1976), 이유기 (2000), 윤석민 (2010) においても指摘されており, 周知の事実である。しかしながら, ‘II-십시오’は, 例文 (13d) のように, 「聞き手」のみが主体である場合にも使用が可能であり, この場合は, 命令法実行形の終止形語尾に似た機能を発揮すると考えられる²⁸⁾。고성환 (2003: 40) によれば, ‘II-십시오’が「聞き手」のみを主体として取る場合は, 話し手が望む事柄の実現や話し手の利益になるように「聞き手に対して協力を要求」する用法になると言う²⁹⁾。以上のことから, ‘II-십시오’の作用対象になる主体は, 「話し手と聞き手の集合体」または「聞き手」と言える³⁰⁾。

28) 이유기 (2000: 145) では, 勧誘法は「聞き手に話し手の行動意志に対する認知を要求する」という点で命令法と異なるが, 両者は「聞き手に行為を要求する」という点で類似していると指摘している。この見解にしたがえば, 例文 (13d) のように, ‘II-십시오’が「聞き手」のみを主体として取った場合は, 命令法と同等の用法として機能すると見なせるであろう。

29) なお, 고성환 (2003) では「主体」という用語を使用しておらず, 「人称」を用いて記述している。

30) 고성환 (2003: 39-41) によれば, 以下の例文 (ハ) のように, 勧誘法の終止形語尾が「話し手」のみを主体として取り得ることも可能であり, この場合は「話し手」の行為が実現するように「聞き手に対して協力を要求」する用法になると言う。今回の考察に関しては, ‘II-십시오’が「話し手」のみを主体として取る例文を探し出すことはできなかったが, 고성환 (2003) による指摘は興味深い。

(ハ) 나도 한 마디 하자. <고성환 (2003: 40) >
私にもひとこと言わせてよ. (直訳: 私もひとこと言おう.)

なお, 査読者から指摘があったが, ‘II-십시오’から ‘II-시-’を取り除いた ‘II-하십시오’の使用頻度は極めて高い。‘II-하십시오’は考察対象ではないが参考までに述べると, 以下の例文 (ニ) が示すとおり「話し手」のみを主体として取る場合でも正文として成立する。このことから推察するに ‘II-십시오’よりも ‘II-하십시오’のほうが主体制約に関して許容範囲が広いように思われる。

(ニ) 나도 한 가지만 부탁드립니다. <CE00004>
私も1つだけお願いしたいです. (直訳: 私も1つだけお願いしましょう.)

- (13) a. 우리 대화 좀 해 보십시오. <4BE86001>
私達ちょっと話し合いをしましょう。
b. *제가 대화 좀 해 보십시오.
c. *그 사람이 대화 좀 해 보십시오.
d. 스님, 잠깐만 보십시오. <2BEXXX08>
和尚さん, ちょっとこちらへ. (直訳: 和尚さん, ちょっとだけ
見ましょう.)

5.2. (2c) の主体制約

分析的な形の ‘II-면 안 되다’ は、以下の例文 (14a) ~ (14d) が示すとおり、共起する主体に制約がない。しかしながら、無情物が主体の場合は「禁止」の意味を表しておらず、「事象」が実現することに対する「憂慮」を表すのみである。すなわち、意思を持った有情物が主体でなければ、‘II-면 안 되다’ の「拘束的モダリティらしさ」は損なわれてしまうのである。‘II-면 안 되다’ は、主体が有情物でありさえすれば特に制約がないという点で、上で見た ‘II-십시오’ および ‘II-십시오다’ と異なる。

- (14) a. 넌 나를 오빠라고 하지만 우린 남매는 아니잖니? 내가 널 좋아하면 안 된다는 법칙은 없잖아? <CE000074>
お前は俺のことをお兄ちゃんって言うけど、俺たち兄妹じゃないよね? 俺がお前のことを好きになっちゃいけないっていう決まりはないよね?
b. 다음부터 공부할 때, 그런 장난을 하면 안 된다³¹⁾. 알겠느냐? <2CG00002>
次から勉強する時, そんないたづらをしてはいけないよ. 分ったかい?
c. 안 돼요 언니! 내가 뭐라고 하든 언니가 이 집에서 나가면 안 돼요. <BRBF0270>
ダメですよ、姉さん! 私が何と言おうと, 姉さんがこの家から出て行ってはいけない.
d. 마른 풀이 흔들리면 안 돼! <BRGO0361>
乾いた草が揺れちゃいけないわ!

³¹⁾ 本文の例文 (14b) では、主体が形式的に顕在化していないが、この文において「そんないたづらをしてはいけない (그런 장난을 하면 안 된다)」の主体が「聞き手」であることは、文脈から明らかである。

‘II-면 안 되다’には主体制約がないため，高地（2021:238-239）において示されているとおりに，様々な拘束的モダリティの用法を持つ．以下の例文（15a）および（15b）では‘II-면 안 되다’が「許可」を，そして，例文（15c）では「依頼」を表すために使用されている．

- (15) a. 선생님, 저도 들어가면 안 돼요?
<CJ000253, 高地 (2021: 239) >
先生, 私も入って行ってはいけませんか?
- b. 선생님, 그녀도 같이 들어가면 안 돼요? <高地 (2021: 239) >
先生, 彼女も一緒に入って行ってはいけませんか?
- c. 너 그 칼 치우려면 좀더 멀리 치워 놓으면 안 돼?
<BREO0291, 高地 (2021: 238) >
君, その刃物を片付けるんなら, もう少し遠くのほうに片付けて
おいたら駄目かな?

分析的な形の‘III-도 되다’も，以下の例文（16a）～（16d）が示すように，共起する主体に制約がない．上で見た‘II-면 안 되다’と同様に，有情物が主体である場合のみ「拘束的モダリティらしさ」が発揮される．したがって，例文（16a）～（16c）の‘III-도 되다’は「許可」の意味を表す．一方，例文（16d）の場合は‘III-도 되다’によって「容認」の意味が表されるが，主体が無情物であるため「行為的な事象」ではなくなってしまうている．

- (16) a. 나, 뭐 좀 물어봐도 돼? <CK000141>
僕, ちょっと質問してもいいかな?
- b. 저기, 저한테 편하게 말씀하셔도 돼요?³²⁾ 학교 선배시구 제가 네 살이나 아래잖아요. <BREO0329>
あのう, 私に気楽にお話なさっても構いませんよ. 学校の先輩でいらっしゃいますし, 私が4つも年下じゃないですか.
- c. 따라서 이를 근거로 사학교직원의 퇴직급여 총당금을 국가³³⁾

³²⁾ 本文の例文（16b）では，主体が形式的に顕在化していないが，この文において「気楽にお話なさっても構いませんよ（편하게 말씀하셔도 돼요）」の主体が「聞き手」であることは，文脈から明らかである．

³³⁾ 本文の例文（16c）における‘국가（国家）’のように，有情物の構成員からなる組織や団体が主体となる場合も「拘束的モダリティらしさ」は保持される．

가 사용해도 된다는 논리는 맞지 않습니다. <BRBZ0073>

したがって、これを根拠に私学教職員の退職給与充当金を国家が使用しても構わないという論理は正しくありません。

- d. 문제가 발생해도 돼요. 우리는 오늘을 위해 준비와 훈련을 많이 했거든요. <作例>

問題が発生しても構いませんよ. 私たちは今日のために準備と訓練を沢山したんですよ.

なお、高地 (2021: 246) が指摘するように、有情物の主体であっても以下の例文 (17a) および (17b) のような場合は、「拘束的モダリティらしさ」が損なわれてしまう。例文 (17a) および (17b) では、「事象」の成立を左右する支配権が主体自身に内在しており、「事象の参与者としての主体 = 事象成立の要因源」という構図が成り立っているためである。(17a) の場合、「子供たちとゆっくりやる」という行為を行うか否かは「話し手」自身によって決定され、また、(17b) の場合、「出勤する」という行為を行うか否かは「聞き手」自身によって決定される。すなわち、「事象の参与者である主体」に対する「拘束力」が存在しないため、「拘束的モダリティらしさ」に欠けているのである。

- (17) a. 힘드실 텐데 그만두시지요. 내가 애들이랑 천천히 해도 돼요.

<4BE99001, 高地 (2021: 246) >

大変でしょうに、その程度でおやめ下さい。私が子供たちとゆっくりやっても良いですよ。

- b. 너 벌써 출근해도 돼? 아직 몸이 아픈 거 아냐?

<高地 (2021: 246), 例文 (7c) の再掲>

お前、もう出勤しても大丈夫なのか？まだ身体の具合が悪いんじゃないか？

分析的な形の ‘III-야 되다’ も、以下の例文 (18a) ~ (18d) が示すとおり、共起する主体に制約はない。(18a) ~ (18c) のように、有情物が主体の場合は問題なく「義務」の意味が表されるが、(18d) のように、無情物が主体の場合は「行為的な事象」ではなくなってしまうため、「当為」の意味が表される。上で概観した ‘II-면 안 되다’ および ‘III-도 되다’ と同様に、‘III-야 되다’ も有情物が主体である場合にのみ「拘束的モダリティらしさ」が発揮されると言える。

- (18) a. 난 약속이 있어서 가 봐야 돼요. <4BE86002>

僕は約束があるので、行ってみなければなりません。

- b. 제가 돈 많이 벌어서 좋은 술 사 드릴 테니 그때까지 술 참으셔야 돼요³⁴⁾. <CE00001>
 私がお金を沢山稼いで良いお酒を買って差し上げるので、その時までお酒を我慢なさらないといけませんよ.
- c. 대통령은 경제와 안보 두 가지를 책임을 져야 되죠.
 <3BN20007>
大統領は経済と安保の 2 つについて責任を果たさなければいけないんですよ.
- d. 이것을 해 내려면 … (中略) … 외국 자본이 들어와야 돼요.
 <CK000138 >
 これをやり遂げようとするならば … (中略) … 外国の資本が入ってこないといけません.

6. 主動子と拮抗子の関係

上の「3. 先行用言」～「5. 主体制約」において概観したとおり、拘束的モダリティは「未実現の状態にある行為的な事象」を対象に作用するが、この時、「行為的な事象の参与者」すなわち主体は有情物でなければならず、また、「事象の参与者としての主体 = 事象成立の要因源」という構図が成立してはいけない。

ここでは、「事象の参与者としての主体」および「事象成立の要因源」について概観するが、主動子 (agonist) および拮抗子 (antagonist) という力のダイナミックス (force-dynamics) 理論³⁵⁾ において用いられる概念を援用する。まず、主動子とは、「事象」に参加する複数の存在物のうち、注意の焦点が当たるものを指し、その存在物が持つ静止あるいは運動の傾向が実現するか否かに焦点が当てられる (中野ほか 2015: 308)。一方、拮抗子とは、主動子に影響を与える存在物のことであり、主動子の持つ傾向を拮抗子が押さえ込むか否かが問題になる (中野ほか 2015: 309)。

主動子および拮抗子という概念は、元々 Talmy (1988) によるものである。Talmy (1988) では、力のダイナミックスの観点から使役 (causation) と拘束的モダリティを捉えようという試みが窺える。Talmy (1988: 81) では、以下の (19a) および (19b) の例文を用いて使役と拘束的モダリティの共通点と差異点を簡潔

³⁴⁾ 本文の例文 (18b) では、主体が形式的に顕在化していないが、この文において「お酒を我慢する」という「事象」の主体が「聞き手」であることは、文脈から明らかである。

³⁵⁾ 長友 (2014: 3) によれば、力のダイナミックス (force-dynamics) とは、「力の行使、行使された力への抵抗、力に対する障害物、障害物の除去が繰り返す関係」のことを言う。

に指摘している³⁶⁾。

- (19) a. *I made him push the car to the garage.* <Talmy (1988: 81) >
私は、彼にガレージまで車を押させた。
【備考： ‘I’ = 拮抗子， ‘him’ = 主動子】
- b. *He must push the car to the garage.* <Talmy (1988: 81) >
彼はガレージまで車を押さなければならない。
【備考： ‘he’ = 主動子】

使役と拘束的モダリティに関する Talmy (1988) の見解は、概ね以下の (20) のように要約できる。

- (20) a. 使役と拘束的モダリティは、顕在的か潜在的かの別はさておき、統制者（すなわち、拮抗子）の存在を前提とするという点で共通している³⁷⁾。
- b. しかしながら、使役の文では主体が拮抗子の役割を担い、拘束的モダリティの文では主体が主動子の役割を担うという違いを見せる。
- c. 例文 (19a) と (19b) が同一場面を描写した2つの異なる文であるということからも分かるように、参与者に当該の「事象」が実現するように（または実現しないように）誘発させる人物を主体として取り立てて述べたい場合は、使役を使用すれば良く、一方、主動子として主体を取り立てたい場合は、拘束的モダリティを使用すれば良い。

Talmy (1988) による主動子および拮抗子は、拘束的モダリティに限って言えば、本稿での「事象の参与者」および「外的要因」にそれぞれ該当すると言える。上の (20a) ~ (20c) をもとに拘束的モダリティの作用対象になり得る「事象」について以下の (21a) および (21b) のように整理することができる。

³⁶⁾ 本文の例文 (19a) および (19b) のそれぞれにおける日本語訳および【備考】は本稿の筆者によるものである。

³⁷⁾ Ilić (2013: 14) によれば、使役の場合は、「事象」の統制者（すなわち、拮抗子）が使役者として明示的に認識され、「事象」の動作主（すなわち、主動子、または、本稿における「事象の参与者」）と明確に区別されるのに対し、拘束的モダリティの場合は、暗示的な要因 (implied factors) によって、「事象」が統制されるという。

- (21) a. 拘束的モダリティを使用した文によって表される「事象」は、その成立（または不成立）の可否が「事象の参与者」によって決定されるのではなく、「外的要因」によって決定される。
- b. すなわち、「事象」の成立（または不成立）の可否を左右する要因が「事象の参与者」側に内在する場合は、「拘束的モダリティらしさ」が損なわれてしまう。

以下では、(2a) ~ (2c) の文法形式が用いられた文を通じて、主動子と拮抗子の関係について概観する。

6.1. (2a) および (2b) の場合

以下の例文 (22a) が示すように、「II-십시오」は、何らかの点³⁸⁾において主動子よりも拮抗子が上位に置かれる場合（これを便宜上、「主動子 < 拮抗子」と示す) に「拘束的モダリティらしさ」が発揮される。 例文 (22a) は「答弁」という場面における発話である。「答弁」においては、原則的に、「質問に対して答えるべき」という「義務」が発生する。したがって、例文 (22a) では、拮抗子である「話し手」は主動子である「聞き手」に対して「義務の履行」を強いており、「主動子 < 拮抗子」という関係が成り立っているのである。また、例文 (22b) の場合は、拮抗子である「話し手」には「仕事の権限」が与えられているが、主動子である「聞き手」には「仕事の権限」が与えられていない。すなわち、「権限の有無」という点において「主動子 < 拮抗子」という関係が成立している。一方、例文 (22c) のように、「主動子 > 拮抗子」の関係が成立する場合は、「事象の参与者としての主体」に対する「拘束力」が弱いため、「拘束的モダリティらしさ」が損なわれてしまう。例文 (22c) では、「生殺与奪の権限」が拮抗子である「話し手」側にあるのではなく、主動子である「聞き手」側にある³⁹⁾。

³⁸⁾ 例えば、「年齢」や「序列」といった社会的関係、「権限の有無」、「義務の履行」などといった様々な点が挙げられる。

³⁹⁾ 「II-십시오」は、待遇法（すなわち、聴者敬語法）において「聞き手」に対する最上級の敬意を示す命令法の終止形語尾であるため、「主動子 > 拮抗子」という関係が成立しやすい傾向にある。これに対し、例えば、下称の命令法の終止形語尾である「III-다」は、「聞き手」に対する敬意が示されないため、「主動子 < 拮抗子」という関係が成立しやすい。例えば、次の例文 (ホ) では「가 (妹)」が「나 (兄)」からの「大学に進学しろ」という命令を受けているが、主動子である「가」と拮抗子である「나」の間には「序列」という社会的関係が前提となっている。

- (22) a. 이 문제를 총리 산하의 사회보장심의위원회에서 검토하는 것이 바람직하다고 보는데 총리께서 견해를 밝혀 주십시오.

<5BJ97001>

この問題については総理の傘下にある社会保障審議委員会において検討するのが望ましいと思いますが、総理のほうからお考えを明らかになさってください。

【備考：話し手 = 拮抗子，聞き手 = 主動子】

- b. 저희 일이니 저희가 해결하겠습니다. 죄송스럽지만 모두 나가 주십시오. <BRGO0356>

私どもの仕事なので私どもが解決します。申し訳ございませんが、皆さまご退出ください。

【備考：話し手 = 拮抗子，聞き手 = 主動子】

- c. 지금까지 저희들의 잘못을 용서하시고 제발 목숨만 살려 주십시오. <BHXX0013>

これまでの私どもの過ちをお許しくださり、どうか命だけはお助けくださいませ。

【備考：話し手 = 拮抗子，聞き手 = 主動子】

以下の例文 (23a) ~ (23c) を通じて把握できるとおり、先に見た ‘II-십시오’ と同様に、‘II-십시오다’ も主動子よりも拮抗子が何らかの点において上位に置かれる関係が成り立つ場合にのみ「拘束的モダリティらしさ」が発揮される。例文 (23a) では、A と B の間に存在する「教頭と平教員」という「序列」における上下関係が影響することで、「主動子 < 拮抗子」という関係が成立している。また、例文 (23b) では、D が C の発言を遮ったうえで自分の望むような流れで会話を展開しようとしている。つまり、この状況での「会話の主導権」は D の側にあり、「主動子 < 拮抗子」という関係が成り立っている。一方、例文 (23c) では、E と F の間には家庭内における「序列」が存在しており、また、E が極度に興奮した状態にあるため、F に「状況の主導権」があるようには見えない。よ

(ホ) 가: 오빠, 그게 무슨 말이에요?

나: 넌 대학에 진학해라. <CE000074>가:

가: お兄さん, それってどういうことなのですか?

나: お前は大学に進学しろ.

って、「主動子 > 拮抗子」という関係が成り立つため、「拘束的モダリティらしさ」が損なわれてしまっている。

- (23) a. A (교감) : 박 선생, 어서 이리 와서 한잔 하십시오.
B (평교원) : 예, 교감 선생님. 늦어서 죄송합니다. <作例>
A (教頭) : 박先生, はやくこっちに来て一杯やりましょう.
B (平教員) : はい, 教頭先生. 遅れて申し訳ありません.
【備考：話し手 (A) = 拮抗子, 聞き手 (B) = 主動子】
- b. C: 제 이름은 ...
D: 아, 우리 소개 나중에 하십시오. 요즘의 인간 관계는 결론이 시작이 되고 서로의 인물 소개는 맨 끝으로 돌리는 걸 새로운 관습으로 삼고 있으니까요. <CJ000239>
C: 私の名前は ...
D: あっ, 私たちの紹介は後でしましょう. 近頃の人間関係は, 結論から始めて, お互いの人物の紹介が一番最後に後回しにするのが, 新しい慣習として見なされていますからね.
【備考：話し手 (D) = 拮抗子, 聞き手 (C) = 主動子】
- c. E: 씨끄럽다니까.
F: 어머니, 진정하시고 어서 방으로 들어가십시오.
E: 대화는 뭔놈의 대화야. <BRE00091>
E: うるさいんだってば.
F: お母さん, お気持ちをなだめてはやくお部屋にお入りになりましょう.
E: 対話っていったい何の対話なのさ.
【備考：話し手 (F) = 拮抗子, 聞き手 (E) = 主動子】

上で概観したように, ‘II-십시오’ および ‘II-십시오다’ が使用された文では, 「聞き手 = 主動子, 話し手 = 拮抗子」という役割関係が原則的である⁴⁰⁾. しか

⁴⁰⁾ 本文の「5.1. (2a) および (2b) の主体制約」において見たように, 勧誘法の終止形語尾である ‘II-십시오다’ は, 主体として「話し手と聞き手の集合体」を取り得る. 高地 (2021: 153) において指摘しているように, 勧誘法の終止形語尾のモーダルな特徴は, 話し手にフォーカスする場合と聞き手にフォーカスする場合とで異なる. 前者にフォーカスして見れば, 「話し手の意志」が浮き彫りになり, 一方, 後者にフォーカスすれば, 「聞き手への要求」が浮き彫りになる. したがって, ‘II-십시오다’ は, 主体として話し手と聞き手の両者を含んでいるが, 前者と後者では与えられた役割が全く異なるのである.

しながら、それぞれの文の背景にある主動子と拮抗子の間の「序列」や両者を取り巻く「状況」といった多様なコンテキスト (context) ⁴¹⁾ によって、両者の上下関係は決定される。‘II-십시오’ および ‘II-십시오다’ は、分析的な形に比べ統辞的制約が強く、また、文法化の程度も高い。しかしながら、コンテキストによる主動子と拮抗子の上下関係は、終止形語尾によるモーダルな意味の決定にも影響を及ぼすのである。上における考察を通じて、‘II-십시오’ および ‘II-십시오다’ であっても常に「拘束的モダリティらしさ」を保持するのではなく、コンテキストによって「主動子 > 拮抗子」という関係さえ成立すれば、主動子に対する拘束性が弱まることによって、「拘束的モダリティらしさ」のプロトタイプから乖離してしまうということが新たに確認できた。

6.2. (2c) の場合

分析的な形の ‘II-면 안 되다’, ‘III-도 되다’, ‘III-야 되다’ は、主体との共起において大きな制約が無いため、必ずしも「聞き手 = 主動子, 話し手 = 拮抗子」という役割関係のみが成立するわけではない。この点においては、‘II-십시오’ および ‘II-십시오다’ と異なる。しかしながら、「主動子 < 拮抗子」という関係が成り立つ場合にのみ「拘束的モダリティ」らしさが発揮されるという点は ‘II-십시오’ および ‘II-십시오다’ と同様である。以下の例文 (24a) では、G と H の間に「弟と姉」という「序列」が存在しており、「主動子 < 拮抗子」という関係が成立している。例文 (24b) では、拮抗子は「法的根拠 (裁判結果または契約内容)」であり、主動子は「学生」である。この文の場合、「法的根拠」は「学生」が参与する「事象」の成立是非を支配する「拘束力」を有していると考えられる。したがって、「主動子 < 拮抗子」という構図が成立する。例文 (24c) では、拮抗子は「医師」であり、主動子は、明確でないが、文脈から「患者」であると推察できる。医学行為においては「医師」のほうに権限が与えられているため、ここで、「主動子 < 拮抗子」という関係が成り立っているのは明白である。

- (24) a. G: 나 오늘 누나 방에서 자면 안 돼?
 H: 그래 좋아. <2CE00004>

⁴¹⁾ コンテキスト (context) とは文脈に限られることではない。澤田 (2020: 5-10) によれば、コンテキストは言語的コンテキスト (linguistic context), 物理的コンテキスト (physical context), 一般知識的コンテキスト (general-knowledge context), 社会・文化的コンテキスト (social/cultural context) の4つに区分することができるという。本稿ではそれぞれのコンテキストについて詳しく見ることはしないが、文におけるモーダルな意味の決定においてコンテキストが関与することは、もはや明らかなことであると言えるであろう。

G: 僕, 今日はお姉ちゃんの部屋で寝ちゃだめかな?

H: そうね, 良いわよ.

【備考: 聞き手 (H) = 拮抗子, 話し手 (G) = 主動子】

- b. 웅변술을 배우려는 학생이 소피스트를 방문하여 수업 과정을 마치고 최초의 소송사건에서 이기면 수업료를 지불하기로 계약했다. 수업 과정을 끝내고 오랫동안 학생이 소송사건을 일으키지 않으니 선생이 수업료를 지불하도록 해 달라고 학생을 고발하였다. 학생은 “소송사건에 이기면 재판에 의하여 지불하지 않아도 되고, 소송에 지면 처음 입학 계약에 의해 지불하지 않아도 된다.”고 주장하였다. <BRHO0103>

雄弁術を学ぼうとする学生がソフィストを訪ねて, 授業課程を修めて最初の訴訟事件で勝ったら授業料を支払うこととして契約した. 授業課程を終えて, 長い間, 学生が訴訟事件を起こさないため, 先生が授業料を支払うようにしてくれと学生を告発した. 学生は「訴訟事件に勝てば裁判によって支払わなくても良いし, 訴訟に負ければ最初の入学契約によって支払わなくても良い」と主張した.

【備考: 裁判結果 / 契約内容 = 拮抗子, 学生 = 主動子】

- c. 찜질하는 시간, 회수, 물의 온도 따위는 의사의 지시에 따라 해야 된다. <CH000107>

温療法をする時間, 回数, お湯の温度の類は, 医師の指示にしたがって行わなければならない.

【備考: 医師 = 拮抗子, 患者 = 主動子】

逆に「主動子 > 拮抗子」という関係が成り立ってしまうと, 「拘束的モダリティらしさ」からの乖離が発生してしまう. 以下の例文 (25a) ~ (25c) では, いずれも「事象成立の支配権」が主動子の側に存在しており, 拮抗子から主動子に対する「拘束力」が弱い.

- (25) a. I: 경찰 아저씨! 제가 이런 짓 한 거 엄마한테는 알리면 안 돼요. 혼나요.

J: 넌 미성년자라서 부모님께 연락 해야 해. <作例>

I: 警察のおじさん! 私がこんなことしたのをお母さんには知らせちゃだめです. 怒られちゃいます.

J: 君は未成年者だから, 親御さんに連絡しなくちゃならない.

【備考: 未成年者 (I) = 拮抗子, 警察官 (J) = 主動子】

- b. K: 내가 꼭 병을 고쳐 줄 테니 조금만 더 버텨 보자!
 L: 아뇨. 선생님 이제 됐어요. 이제 저를 포기하셔도 돼요. 제 몸은 제가 잘 알아요.
 K: 그게 무슨 소리야. 난 의사야. 자네를 꼭 고친다고!! <作例>
 K: 私がきつと病気を治してあげるから, もう少しだけ我慢してみよう!
 L: いいえ. 先生, もう結構です. もう私のことを諦めてくださってもいいですよ. 私の身体のことは私がよく分かっています.
 K: 何言ってるんだ. 私は医者だ. 君をかならず治すんだ!!
 【備考: 患者 (L) = 拮抗子, 医者 (K) = 主動子】
- c. M: 사장님, 이 서류 오늘 중에 확인하셔야 되는데요.
 N: 내가 이런 거까지 하나 하나 확인해야 돼? 비서인 자네가 하지.
 M: 그게 말입니다. 가능하시면 해 주시고요.... 아, 아닙니다. 제가 하겠습니다. <作例>
 M: 社長, この書類を今日中にご確認なされないといけないんですが.
 N: 私がこんなことまで1つ1つ確認しなきゃならないのか?秘書の君がやりなさいよ.
 M: それなんですがね. 可能であればなさってください.... あ, いいえ. 私がやります.
 【備考: 秘書 (M) = 拮抗子, 社長 (N) = 主動子】

上で見たように, 主動子と拮抗子の関係はコンテキストによって決定される. この事実から分かることは, 「拘束的モダリティらしさ」というものは, 当該の文法形式が有する統辞的または意味的特徴のみならず, 当該の文法形式が使用される際の語用論的環境によっても影響を受け得るということである. すなわち, 朝鮮語には「拘束的モダリティらしさ」が常に保証されるような文法形式は存在しないのである.

7. 動機づけの発生源

上の「2. 拘束的モダリティの定義」で概観したとおり, 拘束的モダリティは「事象の参与者」に「外的要因」からの「拘束力」が作用することで, 「事象」を成立(あるいは不成立)へと導くものであり, この場合, 「外的要因」側には「事象の参与者」をして「事象」を成立(あるいは不成立)させようとする何かしら

の「動機づけ」が存在する。

長友 (2012: 21) によれば、「動機づけ」は、「(i) モダリティを修飾し、(ii) 理由・目的・条件などの意味内容によって実現する、(iii) 顕在的に明示される場合と潜在的に含意される場合とに分かれる」と言う。つまり、拘束的モダリティが機能する文では、顕在的であれ潜在的であれ、何かしらの「動機づけ」が存在し、この「動機づけ」に基づいて「外的要因」側からの「拘束力」が「事象の参与者」に作用するのである。

長友 (2012) では、「動機づけ」の種別 (理由、目的、条件など) に議論の焦点が当てられている。しかしながら、本稿では別の観点からアプローチを試みるつもりである。なぜならば、「動機づけ」の種別は「拘束的モダリティらしさ」の追究において有用でないためである。本稿では「動機づけが「外的要因側から発生したものであるのか」、あるいは、「事象の参与者側から発生したものであるのか」という点に注目したい。つまり、「動機づけの発生源がどこ (もしくは、誰) なのか」という問いを考察に取り入れようと思う。

結論から言えば、「動機づけの発生源が外的要因側にある」場合は、「拘束的モダリティらしさ」が発揮され、一方、「動機づけの発生源が事象の参与者側にある」場合は、「拘束的モダリティらしさ」が損なわれてしまう。前者の場合、「外的要因」側の利害が重視されるため、「事象の参与者」の利害と一致しない状況であっても、「事象」は成立 (または不成立) へと向かうことになる。すなわち、当該の「事象」の成立 (または不成立) のために「事象の参与者」に「外的要因」側からの「拘束力」が作用する。一方、後者の場合は、「事象の参与者」側の利害を考慮した助言が「外的要因」側から示されることによって、「事象」は成立 (または不成立) へと向かうため、「外的要因」側からの「拘束力」が発生しないことになる。

実は上記の2つの場合については、van der Auwera and Plungian (1998) において拘束的モダリティと目的志向モダリティ (goal-oriented modality) として区別する見解が既に示されている。目的志向モダリティの例として、van der Auwera and Plungian (1998: 80) では以下の例文 (26) が提示されている。この文において、英語の助動詞 'can' は、「事象の参与者」である「聞き手」が「駅に向かう」という目的達成のための方法として「66 番のバスに乗車する」ことを「助言」する場面で使用される。このように、「目的志向モダリティとは、「事象の参与者の立場を考慮し、事象の参与者が望む目的を達成するための助言」を表すと言える」⁴²⁾。したがって、「事象」の成立 (または不成立) を左右する要因が、「事象の

⁴²⁾ Nauze (2008: 126) によれば、目的志向モダリティが機能する文では、目的節 (purpose clause) を従属させるのが一般的であるという。

「参与者」に対して外的な存在である点では拘束的モダリティと共通しているが、「外的要因自体に事象の参与者を拘束する力が備わっていない」という点では拘束的モダリティと異なる。

(26) To get to the station, you can take bus 66.

<van der Auwera and Plungian (1998: 80) >

駅に向かいたいなら、66 番のバスに乗ることができますよ。

以下では、上の (2a) ~ (2c) の各文法形式について、「動機づけの発生源」の観点からの考察を通じて「拘束的モダリティらしさ」を追究する。

7.1. (2a) および (2b) の場合

以下の例文 (27a) と (27b) ではいずれも ‘II-십시오’ が使用されているが、両者を「動機づけの発生源」の観点から見てみよう。まず、例文 (27a) では「自分の話を聞いてほしい」という願望が「外的要因」である「話し手」側に存在しており、これが「動機づけ」として機能している。「外的要因」側に存在する「動機づけ」が、「事象の参与者」である「聞き手」に対する「拘束力」として作用している。例文 (27a) は、「拘束的モダリティらしさ」が発揮されている典型例であると言える。一方、例文 (27b) では、「損害を被りたくない」という「聞き手」の利害を考慮し、「外的要因」である「話し手」は助言をしているに過ぎない。ここでは「動機づけの発生源」が「事象の参与者」である「聞き手」側に存在している。したがって、「話し手」にとっては自己の利害とは関係がないため、わざわざ「拘束力」を働かせてまで「聞き手」に「勉強する」という行為を望んだり、強制させたりする必要がない。例文 (27b) における ‘II-십시오’ は「拘束的モダリティらしさ」に欠けた使われ方であると言える。

(27) a. 너무 성급하게 저를 단정 짓지 말고, 제가 시키는 대로 하면서 제 얘기를 듣거나 하십시오. <4BE86004>

あまりせっかちに私のことを断定づけないで、私が言いつけるとおりにしながら、私の話をちゃんと聞いてください。

【備考：動機づけの発生源が「外的要因」（話し手）側にある。】

b. 자기 자신이 손해를 보지 않으려면 열심히 공부하십시오!

<BRHO0376>

自分自身が損害を被りたくなければ、熱心に勉強してください！

【備考：動機づけの発生源が「事象の参与者」（聞き手）側にある。】

以下の例文 (28a) と (28b) では、いずれも ‘II-십시다’ が使用されている。例文 (28a) では「動機づけの発生源」が「外的要因」である「話し手」側に存在している。「話し手」には「聞き手」を「美味しい食堂へ案内したい」という意図があり、これが「動機づけ」となっている。一方、例文 (28b) では「動機づけの発生源」が「事象の参与者」である「聞き手」側に存在している。O にとっては「実験結果」が大事であるが、P にとっては自己の利害に影響を及ぼすものではない。それにもかかわらず、P が「アドバイスを受ける」ことを誘っているのは、O の利害を考慮しているためである。例文 (28b) における ‘II-십시다’ は「拘束的モダリティらしさ」に欠けた使われ方をしていると言える。

- (28) a. 제가 한 번 모시겠습니다. 저기 동촌기사식당으로 가십시다.
 거기 맛있습디다. <4BG99001>
 私がお案内致します。あちらの東村運転士食堂へ行きましょう。
 あそこは美味しいですよ。
 【備考：動機づけの発生源が「外的要因」(話し手) 側にある。】
- b. O: 이상하다. 몇 번이나 실험을 해도 결과가 잘 안 나와. 김 박사님이면 좋은 방법을 아실 텐데…
 P: 선생님, 실험이 잘 안 되시나 봐요. 그러면 내일 김 박사님께 가서 선생님께서 고민하신 문제에 대한 조언을 받아 보십시다. <作例>
 O: おかしいな。何度も実験をしても結果がうまく出ない。キム博士ならいい方法をご存知のはずだけど…
 P: 先生、実験がうまくいかないようですね。それでは、明日キム博士のところに行って先生がお悩みの問題についてのアドバイスを受けてみましょう。
 【備考：動機づけの発生源が「事象の参与者」(聞き手) 側にある。】

7.2. (2c) の場合

以下の例文 (29a) ~ (29c) において、分析的な形の ‘II-면 안 되다’, ‘III-도 되다’, ‘III-야 되다’ は、「外的要因」側の利害を優先した「動機づけ」にもとづいて、それぞれ「禁止」、「許可」、「義務」の意味を表している。したがって、「拘束的モダリティらしさ」を発揮した典型例であると言える。

- (29) a. 누님한테서 연락이 올 때까지 이걸 너하고 나만 아는 비밀이다. 누구한테도 절대로 얘기하면 안 돼. <7BE03006>
 お姉様から連絡が来るまで、これはお前と俺だけが知っている秘

密だぞ. 誰にも絶対に話しちゃいけないぞ.

【備考：動機づけの発生源が「外的要因」(話し手)側にある.】

- b. 비단도 샀으니 이제 한말씀쯤은 하셔도 됩니다. 비단을 살 때 언 말을 하셔선 안 되지만 이제는 괜찮아요. <2BGXXX26>
絹織物も買ったので、一言ぐらいはもうお話しなさっても良いですよ。絹織物を買う時にお話しなさってはいけませんが、もう大丈夫ですよ。

【備考：動機づけの発生源が「外的要因」(話し手)側にある.】

- c. 현실적으로 국무총리는 헌법에 따라서 국회의 인준동의를 받아야 됩니다. <3BN20005>

現実的に國務總理は憲法にしたがって、国会の承認同意を得なければなりません。

【備考：動機づけの発生源が「外的要因」(憲法)側にある.】

一方、以下の例文 (30a) ~ (30c) において使用されている ‘II-면 안 되다’, ‘III-도 되다’, ‘III-야 되다’ は、いずれも「事象の参与者」側の目的を考慮した助言を示すために機能している。すなわち、目的志向モダリティとしての用法である。ここでの ‘II-면 안 되다’, ‘III-도 되다’, ‘III-야 되다’ は「拘束的モダリティらしさ」に欠けた使われ方をしている。

- (30) a. 내려올 때 후들대거나 미끄러지지 않고 의젓하고 품위있게 걸어내려오려면 올라갈 때 힘을 다 써버리면 안된다.

<BRGO0346>

降りて来る時に震えたり滑ったりせずに、気高く品位を保って歩いて降りて来ようとするならば、登って行く時に力を全部使ってしまうてはいけない。

【備考：動機づけの発生源が「事象の参与者」(聞き手)側にある.】

- b. 대구 시내 주요 관광지를 여행하려면 시에서 운영하는 시티투어 버스를 이용해도 된다. <BRAE0207>

大邱市内の主要観光地を旅行しようとするならば、市で運営しているシティーツアーバスを利用しても良い。

【備考：動機づけの発生源が「事象の参与者」(聞き手)側にある.】

- c. 바다를 볼려면 삼천포나 마산으로 가야 돼요. 여긴 바다가 없어요. <2CE00006>

海を見ようとするならば、三千浦や馬山へ行かなければなりませんよ。ここには海がありません。

【備考:動機づけの発生源が「事象の参与者」(聞き手)側にある.】

8. おわりに

ここまでの考察結果をもとに, 朝鮮語における「拘束的モダリティらしさ」の基準をまとめると, 以下の (31a) ~ (31e) のとおりである. これら全ての基準を満たすものが, 「拘束的モダリティらしさ」を最もよく発揮するプロトタイプである.

- (31) 朝鮮語における「拘束的モダリティらしさ」の基準
- 当該の文法形式の先行用言が動作性用言であること.
 - 過去時制接尾辞の ‘III-ㅁ-’ が当該の文法形式に先行しないこと.
 - 主体が有情物であり, 「事象の参与者としての主体 = 事象成立の要因源」という構図が成り立っていないこと.
 - 「主動子 (事象の参与者) < 拮抗子 (外的要因)」という力のダイナミクスにおける構図が成り立っていること.
 - 「動機づけ」が「事象の参与者」側ではなく, 「外的要因」側に存在すること.

上記の (31a) ~ (31e) をもとに, 先に問題提起した例文 (1a) ~ (1c) のそれぞれについて検証を行えば, 以下のとおりである.

- (1)
- 난 약속이 있어서 가 봐야 돼요. <CE000067>
僕は約束があるので, 行かなければなりません.
【検証: (31a) ○, (31b) ○, (31c) ○, (31d) ○, (31e) ○】
 - 외교관 하려면 어떻게 해야 돼요? <3BB00D03>
外交官になろうとすれば, どうしなければなりませんか?
【検証: (31a) ○, (31b) ○, (31c) ○, (31d) ○, (31e) ×】
 - 지금쯤이면 학생들이 도착했어야 돼. <명정희 (2021: 154) >
今頃であれば, 学生達が到着していないといけない.
【検証: (31a) ○, (31b) ×, (31c) ○, (31d) ○, (31e) ○】

例文 (1a) の場合, (31a) ~ (31e) の全ての基準を満たしているため, 「拘束的モダリティ」らしさのプロトタイプであると言える.

次に, 例文 (1b) の場合, 「外交官になりたい」という「事象の参与者」側の目的を考慮しているため, (31e) の基準において「拘束的モダリティらしさ」が

損なわれている。したがって、(1b)における‘III-야 되다’は、拘束的モダリティではなく、目的志向モダリティに該当する使われ方をしていると判断できる。

最後に、例文(1c)の場合、過去時制接尾辞の‘III-ㅁ-’が‘III-야 되다’に先行しており、(31b)の基準において「拘束的モダリティらしさ」が損なわれている。しかしながら、この場合の‘III-야 되다’が、果たして명정희(2021: 154)の主張するように、「認識的モダリティに該当すべき使われ方なのか」という問いについては、別途に検証が必要であると思われる。

朝鮮語において当該の文法形式が表す「拘束的モダリティらしさ」とは、統辞的レベルのみならず、統辞—意味的レベルおよび語用的レベルにまたがって決定されるものであるということが、本稿における考察から明らかになった。当該の文法形式の持つ用法のうち一面のみを見て安易な「カテゴリー付け」をしてはならないのである。本稿における考察は、朝鮮語のモダリティ研究に関する拙稿の見解および立場について再び考え直す良い機会になった。今後は、朝鮮語における「認識的モダリティらしさ」や「動的モダリティらしさ」というものについても追究し、モダリティ研究がより精緻なものへと昇華できるように、少しでも貢献できればと考える次第である。

《参考文献》

(日本語で書かれたもの)

- 菅野裕臣 (2006), 「朝鮮語の形態論的単位について」, 『韓国語学年報』第2号, 神田外語大学韓国語学会, pp. 159-177.
- 菅野裕臣ほか (1991), 『コスモス朝和辞典 (第2版)』, 白水社.
- 澤田淳 (2020), 「語用論とは何か」, 加藤重弘・澤田淳 (編) 『はじめての語用論: 基礎から応用まで』, 研究社.
- 澤田治美 (2012), 「日英語の認知的・証拠的モダリティと因果性」, 『ひつじ意味論講座4 モダリティII: 事例研究』, ひつじ書房, pp. 63-82.
- 澤田治美 (2014), 「英語モダリティの分類と否定の作用域」, 『ひつじ意味論講座3 モダリティI: 理論と方法』, ひつじ書房, pp. 153-173.
- 平香織 (2019), 「共起関係から見る‘III-야 되다’と‘I-지 않으면 안 되다’の違い」, 『韓国語学年報』第15号, 神田外語大学韓国語学会, pp. 1-22.
- 高地朋成 (2021), 「現代朝鮮語のモダリティー論: モーダルな分析的な形を中心に」, 『韓国語学研究: 現代韓国語文法の記述的論文集』, 三修社, pp. 126-366.
- 中野弘三ほか (2015), 『最新英語学・言語学用語辞典』, 開拓社.
- 長友俊一郎 (2012), 「英語モダリティと動機づけ」, 『ひつじ意味論講座4 モダリティII: 事例研究』, ひつじ書房, pp. 17-36.
- 長友俊一郎 (2014), 「束縛的 must の語用論的・認知言語学的特徴づけと言語学習との接点」, 『関西外国語大学紀要 研究論集』, 第99号, 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部, pp. 1-19.
- ナロック・ハイコ (2014), 「モダリティの定義をめぐって」, 『ひつじ意味論講座3 モダリティI: 理論と方法』, ひつじ書房, pp. 1-23.

(朝鮮語で書かれたもの)

- 고성환 (2003), 『국어 명령문에 대한 연구』, 역락.
- 고영근 (1976), 「현대국어의 문체법에 대한 연구」, 『어학연구』 제12권 제1호, 서울대학교 언어교육원, pp. 17-53.
- 명정희 (2021), 「‘-어야/-어도 되-’ 양태 구문의 구조와 의미 해석」, 『언어학』 제91호, 사단법인 한국언어학회, pp. 139-164.
- 박재연 (2006), 『한국어 양태 어미 연구』, 태학사.
- 윤석민 (2000), 『현대국어의 문장종결법 연구』, 집문당.
- 윤석민 (2010), 「문장종결법 재고: 문장종결법의 범주적 특성과 종류」, 『한국어학』 제46권, 한국어학회, pp. 47-80.
- 이유기 (2000), 「현대국어의 문체법」, 『동악어문논집』 제36집, 동악어문학회, pp. 137-164.

최정진 (2018), 「한국어 종결 어미의 문법 기술에 대한 관건」, 『어문학』 제 141 집, 한국어학회, pp. 75-104.

한송화 (2000), 「한국어 보조용언의 상적 기능과 양태기능, 화행적 기능에 대한 연구: ‘하다’를 중심으로」, 『한국어 교육』 제 11 권 2 호, 국제한국어교육학회, pp. 189-209.

(英語で書かれたもの)

Bybee, J. (1985), *Morphology: A Study of the Relation between Meaning and Form*, John Benjamins Publishing Company.

Ilić, T. (2013), “Modality and Causation in Serbian Dative Anticausatives: A Crosslinguistic Perspective”, Ph. D. Dissertation, University of Hawai‘i at Mānoa.

Lyons, J. (1977), *Semantics*, Vol. 2, Cambridge University Press.

Nauze, F. D. (2008), *Modality in Typological Perspective*, Institute for Logic, Language and Computation, Universiteit van Amsterdam.

Palmer, F. R. (1986), *Mood and Modality*, Cambridge University Press.

Palmer, F. R. (2001), *Mood and Modality (2nd ed.)*, Cambridge University Press.

Sweetser, E. (1990), *From Etymology to Pragmatics: Metaphorical and Cultural Aspects of Semantic Structure*, Cambridge University Press.

Talmy, L. (1988), “Force Dynamics in Language and Cognition”, *Cognitive Science*, Vol. 12, pp. 49-100.

van der Auwera, J. and Plungian, V. A. (1998), “Modality’s Semantic Map,” *Linguistic Typology*, Vol. 2, No. 1, pp. 79-124.

《言語コーパス》

문화체육관광부/국립국어원(2011), 『21세기 세종계획 최종 성과물(2011년 12월 수정판)』.

‘구속적 양태(deontic modality)의 전형성’이란 무엇인가?
—현대 한국어 문법형식을 중심으로—

다카치 토모나리
천리대학

이 논문은 현대 한국어 양태 체계(modal systems) 구명을 위한 연구의 일환으로서 구속적 양태(deontic modality)가 갖는 전형적 특징(즉, ‘전형성(典型性)’)을 밝히는 데에 목적을 두었다. 이를 위하여 종결형 어미(final endings) ‘II-십시오’와 ‘II-십시오’, 그리고 분석적 형식(analytic forms) ‘II-면 안 되다’, ‘III-도 되다’, ‘III-야 되다’를 연구 대상으로 선정하였으며 이들을 대상으로 원형이론적 접근 방법(prototypical approach)을 도입한 고찰을 시도하였다. 고찰 결과를 바탕으로 한국어의 구속적 양태의 ‘전형성’을 요약하면 다음 (a)~(e)과 같다.

(a) 구속적 양태는 ‘행위’를 대상으로 기능하기 때문에 해당 문법형식의 선행용언은 반드시 동사를 비롯한 동작성 용언이어야만 한다.

(b) 구속적 양태가 작용하는 ‘행위’는 기준 시점에서 미실현 상태이어야 하기 때문에 해당 문법형식에 과거시제 접미사 ‘III-쓰-’이 선행하여서는 안 된다.

(c) 구속적 양태의 작용 대상인 ‘행위 주체(즉, ‘사건 참여자’)’는 유정물(animate)이어야만 하며, 이때 ‘행위 주체’가 ‘행위 성립 요인’과 일치하여서는 안 된다.

(d) ‘행위 성립 요인’과 ‘행위 주체’ 사이에는 힘-역학(force-dynamics)적으로 상하관계가 성립되므로 전자가 후자보다 약한 입장을 취하게 되면 ‘구속적 양태의 전형성’에 어긋나게 된다.

(e) 행위를 성립시키고자 하는 ‘동기’는 ‘행위 성립 요인’ 쪽에 내재하여야만 한다. ‘동기’가 ‘행위 주체’ 쪽에 내재할 경우에는 ‘구속적 양태의 전형성’에 위반한다.

위의 다섯 가지 기준을 모두 만족할 경우 해당 문법형식이 ‘구속적 양태의 전형성’을 갖추었다고 판단할 수 있다.